

令和4年度 基本施策評価シート

作成日 令和4年7月4日

基本施策	D2 循環型社会の形成を推進します		
施策の目的 (対象と意図)	対象	意 図	
	市民・事業者・行政等、すべての主体が	ごみ減量・リサイクルに対する意識を高め、循環型社会の形成に取り組んでいる。	
長崎市第四次総合計画[後期基本計画] 基本施策掲載ページ		100ページ ~ 102ページ	
基本施策主管課名	廃棄物対策課	所属長名	東 亮
関係課名	環境政策課、環境整備課、ゼロカーボンシティ推進室		

基本施策の振返り

後期基本計画策定時の課題		後期基本計画期間の取組み(H28~R3年度)	
個別施策	D2-1	ごみ排出量の削減とリサイクルを推進します	
ア 市民や事業者のごみの減量・分別やリサイクルに関する啓発の強化及び周知徹底	⇒	(ア)リサイクル推進員の委嘱や推進員に対する研修会及び施設見学会の開催による各地域のごみ分別徹底、ごみの減量化及び資源化の推進 (イ)資源ごみ(缶、びん、ペットボトル、金属製鍋等)、古紙及びプラスチック製容器包装の資源化 (ウ)雑がみのごみステーションへの排出方法の簡便化の実施 (エ)地域センター等への回収ボックス設置による小型家電及び古布(古着)の回収を行う資源物拠点回収の実施 (オ)回収団体や回収事業者に対する補助金の交付や回収団体に対する保管庫等の回収用具の譲与による資源物回収活動の促進 (カ)フードドライブの実施による食品ロス削減	
イ 大規模店舗事業者が排出するごみの減量及び資源化	⇒	(ア)大規模店舗事業者に対する事業系一般廃棄物減量計画書の提出及びその方法等についての説明会の開催。また、一部の事業者に対する取り組みの確認や助言の実施	
ウ 市民への「ごみの出し方」の周知徹底	⇒	(ア)広報紙への掲載や、広報紙折込チラシ・ごみの分別チラシの配布、ごみ分別説明会の開催等によるごみ分別・減量化及びリサイクル促進の周知啓発	
エ プラスチック製品、ゴム製品及び革製品を燃やせるごみへの分別変更したことに係る周知徹底	⇒	(ア)プラスチック製品、ゴム製品及び革製品の燃やせるごみへの分別変更に係る説明会の開催や広報誌への掲載、リサイクル推進員研修会での周知啓発、ごみステーションへの看板設置等による周知活動の実施	
個別施策	D2-2	廃棄物の適正処理と処理施設の整備を進めます	
ア 混合排出された資源ごみの適正な収集・処理	⇒	(ア)市民等へのライフスタイルの見直しや容器包装簡素化の働き掛け (イ)資源物の集団回収・分別収集の実施	
イ より効率的な収集・運搬体制の確立	⇒	(ア)ごみ量に合わせた収集体制の見直し (イ)塵芥車の積載量見直し (ウ)委託地区を含めた収集区域の見直し	
ウ 廃棄物処理業者の適正な処理や不法投棄防止に向けた取組み	⇒	(ア)排出事業者及び処理事業者への立入検査 (イ)不法投棄に対するパトロールの強化	
エ 廃棄物の適正処理のための計画的な施設の維持管理	⇒	(ア)新西工場の建設 (イ)東工場の延命化のための施設の整備を計画的に実施 (ウ)新東工場の建設に向けた調査の実施及び事業を担う民間事業者の選定 (エ)茂里町のクリーンセンターを廃止し、琴海クリーンセンター及び長崎半島クリーンセンターを整備	

オ 新西工場の稼働に伴う、ごみ分別の改善と埋立ごみの減量化



(ア)新西工場稼働開始に合わせて、燃やせないごみとして埋立処分していた、プラスチック、革製品等について、燃やせるごみへの分別変更の実施
 (イ)三京クリーンランド埋立処分場に搬入されるマットレス等を解体し、金属資源と燃やせるごみに分別処理するための施設整備を実施



成果及び効果 (H28～R3年度)		
個別施策	D2-1	ごみ排出量の削減とリサイクルを推進します
①ごみ排出量の削減とリサイクル意識の醸成		
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量・分別及びリサイクルに関する周知・啓発や取組みにより、市民の意識が高揚し、ごみの総排出量及びごみの1人1日あたりの排出量については着実に減少(平成28年度:977g→令和3年度:951g)している。 ・食品ロス削減に向け、市民の消費行動に訴求する「手前どり」などの啓発を実施したことや、フードドライブの実施場所や機会を増やし回収量を増加(令和2年度1,606kg→令和3年度4,713kg)させたことなど、食品ロス削減を推進したことにより、ごみの減量化を促進した。 ・大規模店舗事業者に対する減量計画書の作成及び提出の徹底により、事業者の取組みの推進や意識の高揚が図られた。 		
②ごみの分別の周知徹底		
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制や分別・減量化に向け、自治会に対し、リサイクル推進員配置の呼びかけや、リサイクル推進員研修会、出前講座、分別説明会等を継続して実施したことにより、8割以上の自治会に推進員が配置され、市民のごみ減量・分別及びリサイクル意識の高揚が図られた。 		
個別施策	D2-2	廃棄物の適正処理と処理施設の整備を進めます
①廃棄物の適正処理		
<ul style="list-style-type: none"> ・マットレス等を金属資源と燃やせるごみに適切に分別処理が図られたことで、埋立ごみ量が削減され、三京クリーンランド埋立処分場の約20年間の延命化が図られた。 		
②処理施設の整備等		
<ul style="list-style-type: none"> ・現東工場の老朽化に伴い、新東工場の建設に向けて、環境影響評価を実施するとともに、DBO方式による費用対効果に優れた整備運営とともに、長期の安定稼働や施設の安全性や安定的な稼働はもとより、エネルギー活用の最大化を方針にして、事業を担う民間事業者の選定の取組みが図られた。 ・新西工場について、平成28年9月に建設工事が予定通り完了し、平成28年10月から安全な施設として安定した稼働を行っている。また、従来工場に対し高効率なエネルギー回収システムを導入した施設として、維持管理が出来る。 ・旧西工場の活用について、①管理棟は中央環境センター事務所として活用、②工場棟は中央環境センター車庫及びストックヤード(一時保管庫)として活用、③煙突は解体後ストックヤード(一時保管庫)を建設することで方針決定し、必要な整備を行っている。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道普及率の増加や人口減少等により、し尿等の発生は年々減少している。将来的に、安定的かつ経済的な処理が可能である西部下水処理場へし尿等を投入することを方針決定した。 		

問題点とその要因(H28～R3年度)		
個別施策	D2-1	ごみ排出量の削減とリサイクルを推進します
①ごみ排出量の削減とリサイクル意識の醸成		
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度のリサイクル率は13.7%であり、令和元年度以降、改善傾向にあるものの、中核市平均値(令和元年度18.7%)と比較し、5ポイント低く、市民及び事業者のごみの分別・減量化やリサイクルに対する意識が向上し、ごみ分別・減量化やリサイクルの取り組みが進展しているものの、市民一人一人の取り組みに十分つながっていない。 ・令和3年度の市民1人1日あたりのごみ排出量は951gであり、平成28年度以降、改善傾向にあるものの、中核市平均値(令和元年度948g)と比較し、3g多く、市民及び事業者のごみの発生抑制や、分別・減量化の取り組みが十分に進んでいない。 		
②ごみの分別の周知徹底		
<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製品、革製品及びゴム製品が「燃やせないごみ」のごみ袋で排出される場合があり、ごみ分別に係る周知徹底が十分でない。 		

今後の取組方針

※【】内は五次総合計画における個別施策

D2-1 →【D2-1 ごみ排出量の削減とリサイクルを推進します】

①ごみ排出量の削減とリサイクル意識の醸成

- ・使用済みペットボトルを繰り返し再生する「ボトルtoボトル」など市民が身近なリサイクルを実感できる取組の拡大による市民一人ひとりのごみ減量・リサイクルの取組の推進
- ・現在焼却処分されているプラスチック製品のリサイクルの促進を検討
- ・食品ロス削減に関する事業等により、引き続きごみ排出量の削減を進める。
- ・「4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)」を基本とし、ゼロカーボンシティ長崎の実現に向け、子どもたちへの環境教育や、イベント・メディア等を活用したごみ排出量の削減・分別やリサイクルの啓発活動を強化するとともに、リサイクル推進員との連携によるごみの分別指導を促進する。

②ごみの分別の周知徹底

- ・プラスチック製容器包装や燃やせるごみとして捨てられている古紙(雑がみ)などリサイクル可能なものの分別の徹底

③ごみ排出量の削減やリサイクル活動に対する支援

- ・資源物拠点回収ボックスの設置や、イベントでの呼びかけによる回収などにより、小型家電及び古布(古着)を回収し、再資源化の促進
- ・古紙等の集団回収の促進

D2-2 →【D2-2廃棄物の適正処理と処理施設の整備を進めます】

①廃棄物の適正処理

- ・ごみ処理については、排出された一般廃棄物の適正処理を継続するとともに、更なるごみの収集・運搬作業の効率化を推進する。
- ・三京クリーンランド埋立処分場内のマットレス等解体作業場の活用などにより、分別・再資源化を推進し、埋立ごみの削減及び処分場の延命化を図る。

②処理施設の整備等

- ・令和8年4月の供用開始を予定に新東工場の建設に着手し、稼働後は、西工場とともに、引き続き、市内で発生する一般廃棄物の安全で安定的な焼却処理を行うとともに、エネルギー回収の高効率化を図る。

成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値 (時期)	区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3
リサイクル率 ※1	15.3% (27年度)	↑ 目標値	16	17	18	19	20	20
		実績値	14.9	14.4	14.1	13.5	13.6	13.7
		達成率	93.1%	84.7%	78.3%	71.1%	68.0%	68.5%
ごみの1人1日当たりの排出量 ※2 【補助代替指標】	1,001g (27年度)	↓ 目標値	990	980	970	960	950	950
		実績値	977	974	973	971	968	951
		達成率	101.3%	100.6%	99.7%	98.9%	98.1%	99.9%

※1 リサイクル率(資源化量+集団回収量等)÷(ごみの総排出量+集団回収量等)

※2 ごみ減量に係る取組みを評価するため、補助代替指標として、ごみの1人1日当たりの排出量(D2-1再掲)を記載する。

基本施策の評価

Db 目標を達成していないが、目的達成に向けて概ね順調に進んでいる

判断理由

- ・基本施策の成果指標のすべてが100%未満の目標達成率で、目標達成率が95%未満の低いものもあるため「D」とする。
- ・個別施策の成果指標すべてが95%以上の目標達成率となったことから、「b」とする。

二次評価(施策評価会議による評価)

- 基本施策の評価「Db」については所管評価のとおり。
- 「問題点とその要因」のD2-1「②ごみの分別の周知徹底」において、ごみの分別の記載については、誤解が生じないように「一部～のごみ袋で排出されている場合があります」等、表現を修正すること。

令和4年度 個別施策評価シート

個別施策	D2-1	ごみ排出量の削減とリサイクルを推進します		
施策の目的 (対象と意図)	対 象	意 象 図		
	市民・事業者・行政等、すべての主体が	ごみ減量とリサイクルに積極的に取り組んでいる。		
個別施策主管課名	廃棄物対策課	所属長名	東 亮	

令和3年度の取組概要

- ①ごみ排出量の削減とリサイクル意識の醸成
- ・ごみの分別徹底、ごみの減量化及び資源化を推進するため、自治会長からの推薦を受け任命している地域のごみ減量・リサイクルのリーダーであるリサイクル推進員に対する研修会を開催した。【D1-1へ再掲】
 - ・小型家電(※古布は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、R2.4から回収を中止している)のリサイクルを推進するため、地域センター等に設置した拠点回収(小型家電:29箇所)を実施するとともに、ごみ分別説明会においても回収を行った。
 - また、民間事業者と連携し、パソコンの無料宅配便回収(小型家電も同時に回収可能)を新たに開始した。
 - ・食品ロス削減に向け、市民の消費行動に訴求する「手前どり」などの啓発を実施したことや、フードドライブの実施場所や機会を増やし回収量を増加(令和2年度1,606kg→令和3年度4,713kg)させたことなど、食品ロス削減を推進した。【D1-1へ再掲】
 - ・資源化を行うため、資源ごみ(缶、びん、ペットボトル、金属製鍋等)、古紙、プラスチック製容器包装等を分別収集し、ごみ分別の徹底及びリサイクルに関する周知啓発を行った。
 - ・小中学生に対する環境教育を推進するため、給食用牛乳パックや家庭から排出されるペットボトル等の樹脂製のふたの回収を行い、児童・生徒及び保護者のごみ分別・リサイクル意識の醸成を図った。【D5-1へ再掲】
- ②ごみの分別の周知徹底
- ・自治会未加入者が多い大学や専門学校の学生に対し、新入生オリエンテーション等でのごみ分別の説明や学内展示を引き続き行った。また、不動産業者に対し、アパート等の入居者へのごみ分別チラシの配布協力依頼を引き続き行うとともに、ごみ分別説明会の開催や広報紙への掲載など、様々な機会を捉えて市民への周知徹底を図った。
- ③ごみ排出量の削減やリサイクル活動に対する支援
- ・集団回収活動を促進するため、回収活動団体及び回収業者に補助金を交付するとともに、回収団体に対し保管庫等の資源物回収用具を譲与した。

評価(成果)

- ①ごみ排出量の削減とリサイクル意識の醸成
- ・ごみの1人1日あたりの排出量については減少(令和2年度:968g→令和3年度:951g)している。【D1-1へ再掲】
 - ・リサイクル推進員を対象とした研修会を5回(施設見学会は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み中止)開催し、ごみの分別の強化など、知識や意識の向上が図られた(令和4年3月末日現在配置数:787自治会、2,831人)。
 - ・民間事業者と連携し、パソコンの無料宅配便回収等を新たに開始したことにより、計画収集以外で約6tもの小型家電の再資源化を行った。
 - ・資源ごみ(缶、びん、ペットボトル、金属製鍋等)5,706t、古紙3,434t、プラスチック製容器包装4,528t等の再資源化を行った。
- ②ごみの分別の周知徹底
- ・出前講座や自治会等のごみ分別説明会において、延137人に対しごみ分別の徹底について周知が図られた。
- ③ごみ排出量の削減やリサイクル活動に対する支援
- ・延1,959団体への奨励補助金の交付により、資源物回収活動を支援した結果、4,801t回収(古紙4,721t、古布2t、アルミ缶等78t)の資源物を回収することができた。また、資源物回収保管庫を14台、空き缶用回収ボックスを1台、リヤカーを7台譲与し、回収活動を支援した(空き缶プレス機は実績なし)。
 - ・回収業者(延73者)に対し奨励補助金を交付し、回収業者の協力体制を保つことができた。
 - ・フードドライブの実施場所や機会を増やしたことや、市民の食品ロス削減の意識の高まりなどから、フードドライブ活動が徐々に浸透してきており、回収量が増加(令和2年度1,606kg→令和3年度4,713kg)したことなど、食品ロス削減を推進した。

評価(問題点とその要因)

①ごみ排出量の削減とリサイクル意識の醸成

・リサイクル率は13.7%で、前年度と比較して0.1ポイント改善しているが、目標は達成できていない。「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の中には「リサイクルできるもの」が含まれていると考えられ、分別を徹底することにより、リサイクル率の改善は可能である。

・令和2年度と比べ、市民1人1日あたりの排出量は減少したものの、当初の目標はわずかに達成できていない。ごみとして排出されたものの中には「まだ使えるもの」や「まだ食べられるもの」が含まれていると考えられ、更なる減量化が可能である。

②ごみの分別の周知徹底

・未だプラスチック製品、革製品及びゴム製品が「燃やせないごみ」のごみ袋で排出される場合がある。

今後の取組方針

①ごみ排出量の削減とリサイクル意識の醸成

・今後も市民と行政が一体となったごみの分別と減量を推進するために、リサイクル推進員の配置及び連携を強化し、各地域のごみ排出量削減の指導・啓発を行い、資源物(資源ごみ、古紙、プラスチック製容器包装など)の分別収集を促進する。併せて、コロナ禍にあっても可能な限りごみの減量とリサイクルへの取組みが継続できるように啓発・周知を行う。【D1-1へ再掲】

・循環型社会の実現をめざし、使用済みペットボトルを繰り返し再生する「ボトルtoボトル」など市民が身近にリサイクルを実感できる取組を民間企業と連携しながら拡大し、市民一人ひとりのごみ減量・リサイクルの取組を推進する。

・近年世界的に問題となっている廃プラスチックごみ対策について、地球温暖化対策実行計画の目標達成に向け、現在、焼却処分しているプラスチック製品のリサイクルに向けた検討を進める。

・燃やせるごみ(家庭系)の中に、リサイクル可能な古紙が約20%(重量比)含まれていることから、分別徹底による資源化量の拡大を図る。

・燃やせるごみ(家庭系)の中に、まだ食べられる食品が約16%(重量比)が含まれていることから、フードドライブ活動の実施場所や機会を増やし、活動の浸透及び拡大を図るなど、食品ロス削減の推進に取り組む。【D1-1へ再掲】

・ごみ分別チラシの配布やイベント等も活用し、マイバッグの利用や食べ残しの削減による食品ロス削減など、一人ひとりができるごみの減量に向けた取組みの周知・啓発を強化し、1人1日あたりのごみの排出量の削減を図る。

・旧西工場の一部を、粗大ごみとして排出されたものの中から、状態が良く、まだ使用可能な家具をはじめとしたリユース品のストックヤードとして活用できるよう整備を進める。

②ごみの分別の周知徹底

・市ホームページなどを活用し、自治会未加入者や外国人を含め、誰にでも分かりやすく、伝わりやすい方法で周知を図る。

・自治会未加入者が多い大学や専門学校の学生に対する新入生オリエンテーション等でのごみ分別の説明を引き続き行う。また、不動産業者に対し、アパート等の入居者へのごみ分別チラシの配布協力依頼を引き続き行うとともに、引っ越しごみマナーの周知・徹底を行う。

・プラスチック製品、ゴム製品及び革製品の燃やせるごみへの分別変更について、未だ分別が徹底されていないことから、今後もごみ分別説明会の開催や広報紙への掲載など、様々な機会を捉えて市民への周知徹底を図る。

③ごみ排出量の削減やリサイクル活動に対する支援

・資源化量を増加させるため、集団回収活動を促進し、引き続き回収団体及び回収業者への補助金の交付や回収団体への資源物回収用具の譲与を行い、リサイクル活動を行う団体や業者を支援する。

成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値(時期)	区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3
ごみの1人1日当たりの排出量	1,001g (平成27年度)	↓ 目標値	990	980	970	960	950	950
		↓ 実績値	977	974	973	971	968	951
		↓ 達成率	101.3%	100.6%	99.7%	98.9%	98.1%	99.9%

個別施策進行管理事業シート

【個別施策コード:D2-1】

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	事業実績、成果・課題等		
1	(事業名) 資源ごみ処理費	成果指標	リサイクル率	
	【廃棄物対策課】	目標値	20.0 (%)	
	(事業目的) 一般廃棄物を適正に処理するとともに、資源化が可能なものはリサイクルすることで資源の有効活用を図り、埋立処分場の延命化を図る。	実績値	13.7 (%)	
	(事業概要) 資源ごみ(缶、びん、ペットボトル、金属製の鍋・釜・やかん・フライパン)、古紙(新聞・雑誌・段ボール)、プラスチック製容器包装等の選別を行い、資源化する。	達成率	68.5 %	
		決算(見込)額	431,162,863 円	
		成果指標及び目標値の説明	ごみの減量と適正分別の成果を表すと考えられるため、リサイクル率(一般廃棄物総排出量に対する資源化量の割合)を成果指標とした。 推計人口及びごみの資源化量予測に努力目標を加味して、直近値から令和3年度までに20%にすることを目標とする。	
2	(事業名) リサイクルコミュニティ推進費	成果指標	推進員配置自治会数	
	【廃棄物対策課】	目標値	841 自治会	
	(事業目的) リサイクル推進活動を活発にし、ごみを減量しリサイクル率を高める。	実績値	787 自治会	
	(事業概要) 地域のごみ減量、資源化活動のリーダーとしてリサイクル推進員を委嘱しており、分別の周知・徹底を図る。リサイクル推進員を配置する自治会へは活動謝礼金を交付している。ブロック別研修会やごみ処理施設見学会等を通して市のごみ処理の現状を伝え、地域のごみ減量を推進する。	達成率	93.6 %	
		決算(見込)額	35,124,648 円	
		成果指標及び目標値の説明	リサイクル活動を推進するため、推進員配置自治会数を成果指標とした。 令和2年度における自治会のリサイクル推進員の配置率は、約80%であり、令和3年度までに配置率を86%にすることを目標とする。	
		取組実績、成果・課題等	(取組実績) ・リサイクル推進員配置数 令和3年度末 787自治会 2,831人 ・ブロック別研修会 5回開催 参加者数:93人 ・研修会(活動事例紹介) コロナ感染症の影響を鑑み中止 ・ごみ処理施設見学会 コロナ感染症の影響を鑑み中止 (成果・課題等) 目標を達成できなかったが、リサイクル推進員の知識や意識向上に効果があった。	

令和4年度 個別施策評価シート

個別施策	D2-2	廃棄物の適正処理と処理施設の整備を進めます		
施策の目的 (対象と意図)	対 象	意 図		
	廃棄物が	適正に処理されている。		
個別施策主管課名	廃棄物対策課	所属長名	東 亮	

令和3年度 of 取組概要

<p>①廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正処理・ごみ収集については、直営2センター、委託業者20業者(粗大ごみ単独委託を含む)体制で計画収集を実施した。 ・有害ごみについては、使用済み乾電池等及び廃蛍光管の適正処理を行い、PCB廃棄物については、市内事業者の調査等により適正な処理を促進した。 ・不法投棄対策として、不法投棄が懸念される場所において、引き続き監視カメラによる監視を行った。 ・一般廃棄物の適正処理のため、許可業者の搬入状況について、不適正な搬入を行っているものには指導した。 ・水銀使用製品の適正な回収及び処理を行うため、地域センター等の窓口に回収ボックスを設置して、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計等の拠点回収を行った。また、一部のボタン電池には微量の水銀が使用されていることから、ごみステーションに設置している電池入れにおいて回収を行った。 ・三京クリーンランド埋立処分場内に整備したマットレス等解体作業場において、金属資源と燃やせるごみに分別して処理を行った。 ・旧合併町地区のし尿収集量の減少に対応した合理的な収集体制を構築し、市の処理責任による安定的な収集を継続するために合理化事業計画を策定する必要があり、その策定の検討を行った。 <p>②処理施設の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の稼働開始を予定している新東工場については、民間活力を導入した整備運営を担う事業者の適正な公募及び選定のため審査を開始した。 ・旧西工場の跡地について、資源物等の一時保管をするストックヤードとして活用するため、ストックヤード整備事業として令和3年度に実施予定であった工場棟関連工事(煙突解体・内部改修ほか)の発注を行った。 ・し尿等の下水道投入処理について、西部下水処理場へ投入することを決定した。

評価(成果)

<p>①廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラによる監視を行ったことにより、当該箇所における不法投棄を未然に防止し、不法投棄の抑制につながった。 ・水銀体温計等の拠点回収を行った結果、水銀体温計451個、水銀温度計30個、水銀血圧計29個を回収したことで、水銀の適正処理につながった。 ・マットレス等を解体し、金属資源と燃やせるごみに分別処理することで、埋立処分場の延命化が図られた。 ・合理化事業計画の計画の方向性を示す骨子案を作成した。 <p>②処理施設の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者選定審査会を設置し4回開催し、要求水準書や落札決定基準などを定めた。事業者の適正な公募を実施し、事業者からの提案を得た。 ・ストックヤード整備事業の工場棟整備において、令和3年度末完成予定であった範囲について、予定通り進捗した。 ・し尿等の下水道投入処理について、費用対効果や処理方法等を整理するための委託を行い、その結果をもとに意思決定を行った。

評価(問題点とその要因)

①廃棄物の適正処理

・監視カメラの設置は地域的に限定的であることや不法投棄のパトロールの人員も限られていることなどから、市内全域で発生する不法投棄については、常時監視体制をとることが困難である。

②処理施設の整備等

・令和8年度の新東工場稼働までは、既存東工場を運営しながらの工事となるため、車両動線の輻輳が予想され、工事における安全管理が必要である。
 ・ストックヤード整備事業において、令和4年度に煙突跡地整備に係る設計業務委託を実施予定であるが、整備する一時保管施設の仕様・運営計画・運営方針等の詳細を設計内容に反映させる必要がある。
 ・し尿等の下水道投入処理について、事業を進めるにあたり庁内関係課と情報共有が必要となる。

今後の取組方針

①廃棄物の適正処理

・効率的な生活排水処理を行っていくために、令和3年度に委託したし尿等の下水道投入処理の検討に係る委託業務の結果等を踏まえ、長期的な視点での生活排水処理の基本方針を決定し、今後改訂を予定している生活排水処理基本計画に反映する(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項)。

・将来のごみ発生量の予測やごみ処理のあり方をまとめた、ごみ処理基本計画を策定する。

・ごみ処理については、排出された一般廃棄物の適正処理を継続するとともに、ごみの収集・運搬作業の効率化を推進する。

・不適正なごみの搬入が見受けられる一般廃棄物処理業者に対し、計画的に立入検査を実施し、適正処理が行われるよう指導または処分を行う。

・廃棄物処理業者等に対し、指導・監視体制の強化を図りながら、適正処理に向けた取組みを推進する。

・移動式監視カメラを活用し、生活環境保全上重要な拠点を常時監視することにより不法投棄の未然防止を図る。

・水銀体温計等の拠点回収について、地域センター等27箇所で行き続き実施するとともに、ごみ分別説明会への参加の際に、持参を呼び掛けて回収を行う。また、ボタン電池の回収について、ごみステーションに設置している電池入れにおいて引き続き回収を行い、水銀使用製品の適正回収及び処理を行う。

・三京クリーンランド埋立処分場内のマットレス等解体作業場を活用するなど、作業の効率性をさらに高め、嵩張る粗大ごみを解体・再資源化し施設の延命化を図る。

・合理化事業計画の策定に向け、骨子を事業者へ提示のうえ調整を図り素案の完成を目指す。

・人口、世帯数の変動等により、地区及び曜日ごとに収集するごみ量にばらつきが生じ、ごみ発生総量に対して多くのごみ収集車両が必要となる非効率な状態になっているため、令和6年度中に予定しているごみ収集運搬業務の入札を見据えごみ収集体制の最適化の検討を行う。

②処理施設の整備等

・新東工場建設工事において、工事事業者と連携し、安全に配慮した車両動線を確保し、施設利用者や地元住民へ周知を図る。

・ストックヤード整備事業における工場棟整備及び煙突跡地整備の双方に関し、令和5年度末までに事業が完了できるよう、適宜適切な連絡調整及び進捗管理を実施する。

・し尿等の下水道投入処理について、西部下水処理場へ投入する事業を進める。

成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値 (時期)	区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3
最終処分場の年間埋立量	30,275t (26年度)	↓ 目標値	28,750	27,988	27,225	26,463	25,700	24,955
		↓ 実績値	26,046	23,137	22,962	22,485	22,959	21,964
		↓ 達成率	109.4%	117.3%	115.7%	115.0%	110.7%	112.0%

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	事業実績、成果・課題等	
1	<p>(事業名) 新東工場整備運営事業アドバイザー委託 【環境整備課】</p> <p>(事業目的) 新東工場の整備に向け、施設整備の基本条件の整理や施設の全体計画、及び建築や施工計画などを示した施設整備事業計画を作成するとともに、民間活力を導入した整備運営を担う事業者の適正な公募、選定、契約を行うため、一連の業務についてノウハウを持つ民間事業者(アドバイザー)から、専門的かつ総合的な支援を受ける。</p> <p>(事業概要) 【事業期間】令和2年度～令和4年度 【事業内容】 1.施設整備事業計画の作成等に係る支援業務 2.整備運営事業者の選定等に係る支援業務 【総事業費】43,549千円</p>	<p>成果指標</p> <p>目標値</p> <p>実績値</p> <p>達成率</p> <p>決算(見込)額</p>	<p>事業進捗率(事業費ベース)</p> <p>72.2 %</p> <p>60.9 %</p> <p>84.3 %</p> <p>17,225,396 円</p>
		<p>成果指標及び目標値の説明</p>	<p>事業の進捗を客観的に判断できる数値として、総事業費に占める事業費累計の割合を事業進捗率とし、成果指標とした。当該年度の予算を含めた事業進捗率を目標値とした。</p>
		<p>取組実績、成果・課題等</p>	<p>(取組実績) 受注者選定審査会を設置し、民間活力を導入した整備運営を担う事業者の適正な公募及び選定のため審査を開始した。</p> <p>(成果・課題等) 長崎市新東工場整備運営事業受注者選定審査会を設置し、実施方針の策定・公表、特定事業の選定を行い、総合評価一般競争入札による入札公告を行うことができた。 なお、環境影響評価業務の延期に伴い、受注者選定審査会の後半2回を翌年度に行うよう変更するため、令和4年度に4,950千円を繰り越した。</p>
2	<p>(事業名) ストックヤード整備 【環境整備課】</p> <p>(事業目的) 旧西工場は、平成28年10月をもって閉鎖したが、かねてから地元自治会等からは、煙突の早期解体及び施設の有効活用についての要望がなされてきた。 一方、リサイクル推進のため、地域センター等で実施している古布や小型家電等の拠点回収については、収集後の一時保管場所が狭隘であることから、十分な広さの保管場所が確保できるストックヤードの整備が課題となっている。 このような状況から、遊休資産活用の一環として、旧西工場の煙突を解体するとともに、廃棄物の集積を行うストックヤードを整備する。併せて工場棟についても、内部プラント機器を撤去し、耐震診断を行うなど、必要な整備を実施する。</p> <p>(事業概要) 【事業期間】令和2年度～令和5年度 【総事業量】 1.工場棟:内部機器を撤去後、車庫、ストックヤード整備(施工中) 2.煙突:解体後跡地にストックヤード建設(R4設計、R5工事予定) 【総事業費】1,002,924千円 【事業費累計】300,301千円</p>	<p>成果指標</p> <p>目標値</p> <p>総事業進捗率</p> <p>達成率</p> <p>決算(見込)額</p> <p>当該年度執行率</p>	<p>事業進捗率(事業費ベース)</p> <p>30.4 %</p> <p>29.9 %</p> <p>98.4 %</p> <p>264,862,900 円</p> <p>98.3 %</p>
		<p>成果指標及び目標値の説明</p>	<p>事業の進捗を客観的に判断できる数値として、総事業費に占める事業費累計の割合を事業進捗率とし、成果指標とした。当該年度の予算を含めた事業進捗率を目標値とした。</p>
		<p>取組実績、成果・課題等</p>	<p>(取組実績) 令和3年度は、令和2年度に行った本事業に係る煙突解体及び工場棟部分のストックヤード整備の設計をもとに工事に着手した。</p> <p>(成果・課題等) 循環型社会の実現に向けて予定どおり施設整備が図られている。今後の取り組みとして、令和4年度は煙突跡地に建設予定のストックヤードの設計を行い、令和5年度はストックヤードの建設工事に着手する。 なお、一部工事において契約後に施工業者から前払金請求を行わない旨の申し出があったため、4,614千円を令和4年度へ繰り越したが、事業期間内では予定どおり推移している。</p>